

2020年（令和2年）6月1日

各医療機関管理者 様

藤沢市保健所長

阿 南 弥生子

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査の契約について（依頼）

日頃から本市の保健衛生事業に、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年3月30日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡があり、外来・入院を問わず、帰国者・接触者外来と同様に、医療従事者の十分な感染対策を行うなど適切な感染症対策が講じられている医療機関から、標記検査に係る契約の申し出があった場合には、速やかに適切な感染対策がとられている旨を確認の上、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、保険適用に伴う手続きを行うよう依頼がありました。

今般、神奈川県が「神奈川モデル」において地域における外来・検査場を集約化しつつ、外来・検査場に来られない有床診療所に入院されている患者や往診・訪問診療を必要とする患者などへの検査体制を確保するため、保険適用によるPCR検査を行うことができる体制を整えることといたしました。

このことを踏まえ、本市におきましても、行政検査に係る本市との契約の対象について、市内の有床診療所や往診・訪問診療を提供している診療所などにも拡大させていただくこととしました。

つきましては、上記要件を備え、本市との契約を希望される医療機関におかれましては、担当あてご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査に係る契約について

藤沢市長

令和 年 月 日

所在地

医療機関名

管理者名

印

当院は、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策を講じていますので、別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書」のとおり、藤沢市との契約を希望します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」又は「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、藤沢市長（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙がPCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を行った場合に、受診者のPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

第2条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は神奈川県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第3条 乙は、PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第4条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-